

サービス付き高齢者向け住宅に京都府独自の登録基準が適用されます (平成27年7月1日から適用開始します)

京都府では、このたび、高齢者の居住の安定確保の法律（高齢者住まい法）に基づく「京都府高齢者居住安定確保計画」を策定し、法令で定める登録基準に加え、次の3つの登録基準を府独自に決めました（この独自登録基準は京都市内の住宅にも適用されます）。

この3つの追加基準にも適合しなければ、京都府内では登録を受けることができません。

① 緊急通報装置の設置

※ 新規登録申請、変更届、地位承継届、更新登録申請に適用

基準

夜間に住宅の職員が常駐する場合も、各住戸の居住部分に緊急通報装置を設置してください（この「緊急通報装置」は、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（共同省令第11条第2号に定める入居者の心身に関し必要に応じて通報する装置をいいます。）
なお、住戸内の水洗便所や浴室への設置義務は含みません（共用設備の場合も同じです）

申請書類

・入居契約に係る約款において、各住戸の居住部分の設備の内容に緊急通報装置が含まれることを記載するとともに、状況把握サービスの提供方法に緊急通報装置により24時間のコール対応を行うことを記載してください。

② 人権の擁護・虐待の防止

※ 新規登録申請、変更届、地位承継届、更新登録申請に適用

基準

入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施すること等の措置を講じてください。

申請書類

・入居契約に係る約款において、事業者が上記の措置を講じることを規定ください。入居契約に係る約款において規定しない場合は、上記基準の措置を講じることを記載した誓約書を提出してください（責任者は住宅の常駐者以外とすることができます）。

③ 立地市町村への事前手続

※ 新規登録申請に限り適用

基準

住宅が立地する市町村（京都市を除く）に対し、市町村ごとに別に定める住宅整備のための事前手続を行った上で、登録申請を行ってください。

申請書類

・立地する市町村が、事前手続が終了した旨の書面を交付しますので、その写しを登録申請書に添付してください。
・立地する市町村と行う事前手続は、裏面のとおりです。事前手続の具体的な手順と交付される書面については、市町村の担当課に確認ください。

問合せ先 京都府健康福祉部高齢者支援課 福祉サービス担当 電話：075-414-4574
京都府建設交通部住宅課 計画担当 電話：075-414-5361